

改 正 案	現 行
（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等） 第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第二項及び令第五条において読み替えられた法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（第七十八条第二項、第八十三条第四号及び第八十九条第二項を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第一百十一条第一項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面 イ・ロ （略） 四〃六 （略） 2〃5 （略） （信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項） 第七十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 個人であるときは、次に掲げる事項 イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類 ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類 (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等 (2) (1)に掲げる法人等の子法人等 二 法人であるときは、次に掲げる事項 イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の	（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等） 第六条 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第二項及び令第五条において読み替えられた法第六条第一項及び第六条の五第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号及び第八十九条第二項を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第一百十一条第二項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面 イ・ロ （略） 四〃六 （略） 2〃5 （略） （信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項） 第七十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 個人であるときは、次に掲げる事項 イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類 ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類 (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等 (2) (1)に掲げる法人等の子法人等 二 法人であるときは、次に掲げる事項 イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の

氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類 ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類 (1) 当該法人の子法人等 (2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。） (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。） 三 信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地 四 信用協同組合代理業（法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地 2 前項の規定にかかわらず、法第六条の四に規定する信用組合等に係る銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。	氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類 ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類 (1) 当該法人の子法人等 (2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。） (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。） 三 信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該信用協同組合代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地 四 信用協同組合代理業（法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける信用協同組合代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する信用協同組合代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地 (新設)
---	--